

16 申告書作成チェックポイント

労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度ご確認ください。

◇チェック欄

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか?
- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む。)の算入漏れはありませんか?
- パート・アルバイトなど短時間労働者で被保険者となる方の賃金の算入漏れはありませんか?
- 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 日雇労働者の賃金の算入漏れはありませんか?(印紙保険料の他に一般保険料の納付も必要です。)
- 年度途中退職者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 同居の親族など、労働者ではない方への賃金を誤算入していませんか?
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか?
※法人の役員の取扱いについてはP.12をご確認下さい。
- 雇用保険被保険者数(⑤欄)は記入しましたか?
- 雇用保険率の適用に誤りはありませんか?
- 賃金総額(⑧・⑫欄)について、1,000円未満は切り捨てられていますか?
- 保険料・一般拠出金額(⑩・⑭欄)について、1円未満は切り捨てられていますか?
- 一般拠出金(⑧欄(へ)・⑩欄(へ))を記入していませんか?
- 概算保険料が20万円未満なのに、延納の申請をしていませんか?
- 概算保険料の延納を希望する場合に、延納の申請(⑯欄)に“3”を記入していますか?
- 法人番号(⑳欄)を記入しましたか?(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。)
- 事業の廃止をする場合、事業廃止等年月日(③欄)及び事業廃止等理由(⑭欄)が記入されていますか?
- 各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか?
※保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届を公共職業安定所(ハローワーク)に提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。